

○国立大学法人筑波大学情報環境機構学術情報メディアセンターアクセスポイント利用内規

〔平成18年3月16日〕
制 定

改正 平成18年11月16日

改正 平成19年 5月24日

改正 平成25年 3月 5日

国立大学法人筑波大学情報環境機構学術情報メディアセンターアクセスポイント利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人筑波大学情報環境機構学術情報メディアセンター電子計算機システム等利用細則（平成19年学術情報メディアセンター部局細則第4号）第7条の規定に基づき、筑波大学学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）が設置する無線LAN、ダイヤルアップサーバ又はVPN接続サーバ（以下「アクセスポイント」という。）を経由して遠隔地等から筑波大学キャンパス情報ネットワークシステム（以下「キャンパスネットワーク」という。）に接続する際の利用に関し定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、「接続元」とは、センターが設置するアクセスポイントを経由してキャンパスネットワークに接続する計算機のことをいう。

(利用者の資格)

第3条 アクセスポイントを経由して遠隔地等からキャンパスネットワークを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国立大学法人筑波大学の職員
- (2) 筑波大学の学群学生及び大学院学生
- (3) 筑波大学の科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生、法曹学修生及び日本語研修生
- (4) 研究員（国立大学法人筑波大学研究員受入規則（平成17年法人規則第53号）第2条に規定する研究員をいう。）
- (5) 企業等共同研究員（国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程（平成16年法人規程第45号）第9条に規定する企業等共同研究員をいう。）
- (6) その他学術情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）が必要と認める者

(利用の申請)

第4条 アクセスポイントを経由して遠隔地等からキャンパスネットワークを利用しようとする者は、別に定める利用承認申請書をセンター長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第5条 センター長は、前条の申請が適当であると認めたときは、これを承認するものとする。

(利用負担金)

第6条 アクセスポイントの利用負担金は、徴収しない。ただし、アクセスポイントまでの通信費及び接続元の機器費については、利用者が負担するものとする。

(細則、ガイドラインの遵守)

第7条 利用者は、法人規則等、筑波大学における情報システム利用に関するガイドライン及び筑波大学におけるネットワーク管理に関するガイドラインを遵守しなければならない。

(セキュリティ対策)

第8条 利用者は、接続元が利用するソフトウェアの公表されているセキュリティホールに対応しなければならない。

(ネットワークサービス提供の禁止)

第9条 利用者は、センター長が許可した場合を除き、接続元においてネットワークを経由して接続してきた計算機等へのネットワークサービスを提供してはならない。

(利用者特定機能)

第10条 利用者は、接続元の利用者を特定できる機能を有する機器を利用しなければならない。

2 利用者は、接続時において利用者を特定できる機能を有効にしておかなければならない。

(他の利用規定の遵守)

第11条 利用者は、遠隔接続する学内のネットワーク資源のうち、学内接続のみにサービス提供している資源にアクセスする場合には、その資源の利用規定を遵守しなければならない。

(不正アクセスに対する対応)

第12条 利用者は、接続元から不正なアクセスが行われていることに気がついた場合、又は接続元へ不正なアクセスが行われていることに気がついた場合には、直ちに遠隔接続を中止し、その事実をセンターに報告しなければならない。

2 センターは、接続元が不正な通信を行っているとは判断した場合には、当該接続元の接続を一時的に切断し、その計算機を接続した利用者に調査を依頼するものとする。

3 前項の規定に基づき調査を依頼された利用者は、速やかに事実関係を調査し、センターに報告しなければならない。

4 第1項及び前項の報告は、別に定める報告書によるものとする。

附 記

この内規は、平成18年3月16日から実施する。

附 記

この内規は、平成18年11月16日から実施する。

附 記

この内規は、平成19年5月24日から実施する。

附 記

この内規は、平成25年3月5日から実施する。